

仙台市危機管理に関する要綱

(平成18年3月31日市長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、多数の市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれのある緊急の事態（以下「危機」という。）の発生に備え、本市の危機管理に関する基本的な事項を定めることにより、危機の発生時における迅速かつ的確な対応体制の確立を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 危機管理 危機による被害及び影響を回避し、又は最小限に抑制するよう適切に対処すること並びに危機の発生を防止することをいう。
- (2) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (3) 武力攻撃事態等 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等をいう。
- (4) 緊急対処事態 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態をいう。
- (5) 新型インフルエンザ等 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等をいう。
- (6) その他の危機 小規模なテロリズム又は病原性の高い感染症の発生、危険動物の徘徊^{はいかい}その他の危機で、災害及び武力攻撃事態等以外のものをいう。
- (7) 局等 仙台市事務分掌条例（昭和34年仙台市条例第20号）第1条各号に掲げる局並びに、会計室、消防局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、議会事務局、水道局、交通局、ガス局、市立病院及び各区役所をいう。
- (8) 危機管理担当課 危機管理局危機管理課、危機管理局危機対策課、危機管理局防災計画課、危機管理局減災推進課及び総務局広報課をいう。

(危機管理情報責任者)

第3条 局等に危機管理情報責任者を置く。

2 危機管理情報責任者は、会計室にあつては会計課長を、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局及び監査事務局にあつてはその主管課長を、その他の局等にあつては次長又は副区長（次長又は副区長が2人以上ある場合においては、これらの者のうちからあらかじめ局等の長が指名する者及び次長がない局等にあつてはあらかじめ局等の長が指名する者）をもって充てる。

3 危機管理情報責任者は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 当該局等における危機管理に係る情報の収集及び管理に関すること
- (2) 当該局等における危機管理に係る情報の危機管理監への報告に関すること
- (3) 当該局等における危機管理に係る総合調整に関すること

（危機管理に関する基本的な指針等の作成）

第4条 危機管理監は、危機管理を総合的かつ計画的に行うため、危機管理に関する基本的な指針を作成するものとする。

2 局等の長は、前項の指針に基づき、当該局等が所掌する事務に関し、危機管理に関する計画等を作成するものとする。

（危機管理レベル）

第5条 危機管理監は、危機が生じ、又は生じるおそれのある場合には、別表第1の基準に従い、危機管理レベルを設定するものとする。この場合において、状況の変化等が生じたときは、危機管理監は、別表第1の基準に従い、危機管理レベルの設定を変更するものとする。

2 前項の規定による危機管理レベルの設定及びその変更は、関係する局等の長と協議の上行わなければならない。

3 危機管理監は、危機管理レベルをレベル1に設定したときは、必要に応じ、危機管理担当課及び局等の全部又は一部に対し、警戒体制を指示することができる。

4 危機管理監は、危機管理レベルをレベル2に設定したときは、仙台市危機警戒本部を設置することができる。

5 危機管理監は、危機管理レベルをレベル3に設定する必要があると認めるときは、市長に対し仙台市危機対策本部を設置するよう求めるものとする。

（本部の設置等）

第6条 市長は、危機（第26条を除いた「その他の危機」に限る。以下同じ。）に対処し、又はその発生を防止するため、必要があると認めるときは、仙台市危機対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

2 市長は、次に掲げる場合に本部を廃止する。

- (1) 危機事象が解消したと認めるとき
- (2) 危機の発生後において応急対策等の措置が完了したとき
- (3) 災害対策基本法第23条の2第1項の規定により仙台市災害対策本部を設置したとき
- (4) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第27条第1項の規定により仙台市国民保護対策本部を設置したとき
- (5) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第183条において準用する同法第27条第1項の規定により仙台市緊急対処事態対策本部を設置したとき
- (6) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条第1項の規定により仙台市新型インフルエンザ等対策本部を設置したとき

（本部の所掌事務）

第7条 本部は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 危機事象が発生するおそれのある場合の初動対応に関すること
- (2) 危機が発生した場合における必要な対策の決定及び実施に関すること
- (3) 危機対策に係る関係機関との連絡調整に関すること
- (4) その他危機への対応に関し必要な事項

（本部の組織）

第8条 本部は、本部長、副本部長、本部員及び幹事をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第2本部員の項に掲げる職にある者及び本部長が必要と認める者をもって充てる。
- 5 本部員のうち、危機管理監を主管本部員とする。
- 6 幹事は、別表第2幹事の項に掲げる職にある者及び本部長が必要と認める者をもって充てる。

（本部長等の職務）

第9条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、本部長の職務を代理する。
- 3 前項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する順序は市長職務代理

順序規則（平成17年仙台市規則第46号）に定めるところによる。

4 主管本部員は、本部長及び副本部長を補佐し、本部長の命を受けて本部運営に関する統括、調整及び指示を行うものとする。

5 本部員は、本部長の命を受け、本部の業務に従事する。

6 幹事は、次条に規定する本部員会議に付議すべき事項を事前に調整するとともに、本部長が指示した事項を調査検討する。

（本部員会議）

第10条 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、本部長が招集する。

2 本部員会議は、危機対策に関する重要事項について協議決定し、実施する。

3 本部長は、特定の危機対策について協議する必要があると認めるときは、当該危機に係る職にある本部員で構成する関係本部員会議を開き、主管本部員にこれを総括させることができる。

（部）

第11条 本部に、別表第3部の項に掲げる部を置く。

2 部に班を置き、別表第4の事務を分掌する。

3 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

4 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。

5 部に副本部長及び班長を置き、副本部長は別表第4に掲げる職にある者をもって充てるものとし、班長は部長が指名する。

6 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

7 副本部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、あらかじめ部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

8 部の班長は、上司の命を受けて班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

（情報連絡室）

第12条 部長は、部内部における指揮体制及び情報連絡体制を確保するため、第6条第1項の規定により本部が設置されると同時に、部に情報連絡室を設置する。

（区本部）

第13条 本部に、別表第3区危機対策本部の項に掲げる区危機対策本部（以下「区本部」という。）を置く。

2 区本部は、原則として、各区役所に設置する。

- 3 区本部に班を置き、別表第5の事務を分掌する。
- 4 区本部に、区危機対策本部長（以下「区本部長」という。）、区危機対策副本部長（以下「区副本部長」という。）、区危機対策本部員（以下「区本部員」という。）及び班長を置く。
- 5 区本部長、区副本部長及び区本部員は別表第5に掲げる職にある者をもって充てるものとし、班長は区本部長が指名する。
- 6 区本部長は、本部長の命を受けて区本部の事務を掌理する。
- 7 区副本部長は、区本部長を補佐し、区本部長に事故あるときは、あらかじめ区本部長が指名する区副本部長がその職務を代理する。
- 8 区本部員は、区本部長の命を受けて区本部の事務に従事する。
- 9 区本部の班長は、上司の命を受けて班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

（区本部員会議）

第14条 区本部員会議は、区本部長、区副本部長及び区本部員をもって構成し、当該区の区域内における危機への応急対策に関し必要な事項について協議及び調整を行う。

- 2 区本部長は、必要に応じて区本部員会議を招集し、主宰する。

（区本部の自主設置）

第15条 区長は、必要と認めるときは、第13条第1項の規定にかかわらず、本部が設置されていない場合においても区本部を自主的に設置することができる。

- 2 区長は、前項の規定により設置した区本部を、次に掲げる場合に廃止する。
 - (1) 危機が発生する危険が解消したと認めるとき
 - (2) 危機の発生後において応急対策等の措置が完了したとき
 - (3) 災害対策基本法第23条の2第1項の規定により仙台市災害対策本部が設置されたとき
 - (4) 仙台市災害対策本部運営要綱（平成9年3月31日市長決裁）第9条第1項の規定により区災害対策本部を設置したとき
 - (5) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第27条第1項の規定により仙台市国民保護対策本部が設置されたとき
 - (6) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第183条において準用する同法第27条第1項の規定により仙台市緊急対処事態対策本部が設置されたとき

(7) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条第1項の規定により仙台市
新型インフルエンザ等対策本部を設置したとき

3 区長は、区本部を自主的に設置し、又はそれを廃止したときは、直ちに危機管理監に報告するものとする。

(区本部長の任務等)

第16条 区本部長は、当該区の区域内における危機対策を円滑に実施するため、関係する部の部長と緊密な連絡を図るものとする。

2 区本部長は、当該区の区域内における危機への応急対策について、緊急を要すると認めるときは、必要な限度において、当該区の区域を管轄する本庁出先機関の長に対し、必要な措置を講ずるよう要請することができる。この場合において、区本部長は、その旨を速やかに本部長に報告するものとする。

(事務局)

第17条 本部に本部事務局、区本部に区本部事務局を置く。

2 本部事務局及び区本部事務局の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(非常配備)

第18条 本部長は、本部を設置したときは、危機の状況に応じ、職員の非常配備を指令する。

2 前項に定めるもののほか、非常配備に関し必要な事項は、別に定める。

(被害状況等の報告)

第19条 部長及び区本部長は、それぞれの分掌事務に関する被害状況について、速やかに本部長に報告しなければならない。

2 被害状況等の報告に関し必要な事項は、別に定める。

(現地危機対策本部)

第20条 本部長は、局部的な危機又は特定の地域における危機への応急対策活動等を推進するため、本部の事務の一部を行う組織として、現地危機対策本部（以下「現地本部」という。）を置くことができる。

2 現地本部は、本部又は区本部が設置されていない場合においても設置することができる。

3 現地本部は、関係する部、区本部及び関係機関と協議し、被災地における応急対策の方針等を決定する。

4 現地本部は、危機への応急対策等が完了したときに廃止する。

(現地本部の組織及び運営)

第21条 現地本部に、現地危機対策本部長（以下「現地本部長」という。）及び現地危機対策本部員（以下「現地本部員」という。）を置く。

2 現地本部長は、本部員会議を構成する者のうちから本部長が指名する。

3 現地本部員は、現地本部長が所属する部又は区本部の職員のうちから現地本部長が指名する。この場合において、現地本部長は、必要に応じて、関係する部又は区本部の所属職員のうちから現地本部員を指名することができる。

4 現地本部長は、必要があると認めるときは、関係する部の部長又は区本部の区本部長に対し、当該部又は区本部の所属職員の派遣を要請することができる。

5 現地本部の庶務は、現地本部長が所属する部又は区本部において処理する。

(標識)

第22条 本部、区本部又は現地本部を設置した場合は、別図1の規格による表札を掲示するものとする。

2 本部長、副本部長、部長、区本部長その他の職員が被災現場において危機対策活動に従事するときは、別図2の規格による腕章を着用するものとする。

3 危機の発生時において危機対策活動に使用する車両には、別図3の規格による標旗をつけるものとする。

(情報連絡員の派遣)

第23条 部長及び区本部長（以下「部長等」という。）は、本部が設置され、本部長から本部事務局への情報連絡員の派遣が指示された場合、速やかに情報連絡員を本部事務局に派遣する。

2 前項の情報連絡員は、部及び区本部から、あらかじめ部長等が指名する。

(応援職員の派遣)

第24条 部長等は、危機対策の実施のため、応援職員の派遣を求める必要があるときは、本部長に応援職員の派遣について要請することができる。

2 本部長は、前項に規定する要請を受けたときは、必要に応じて、他の部又は区本部の職員を派遣するものとする。

3 前項の規定により派遣された職員は、派遣先の部長等の指揮のもとに行動するものとする。

(危機管理連絡会議)

第25条 危機管理監は、危機に際し、本部の設置に至らない時点において、本部の設置の必要性等を判断するため必要と認めるときは、当該危機に係る

る局等の幹事及び職員を招集し、危機管理連絡会議を開催することができる。

(適用除外)

第26条 仙台市地域防災計画、仙台市国民保護計画及び仙台市新型インフルエンザ等対策行動計画に定める危機については、同計画に定めるところにより対処するものとする。

(委任)

第27条 この要綱に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

(仙台市危機対策本部設置要綱の廃止)

2 仙台市危機対策本部設置要綱(平成15年3月31日市長決裁)は、廃止する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から実施する。

別表第 1（第 5 条関係）

危機管理レベル	基準
レベル 0	<ul style="list-style-type: none"> ○特に対応を要すべき危機が発生していない状態又は危機が発生するおそれが少ない状態
レベル 1	<ul style="list-style-type: none"> ○危機が発生し、又は発生するおそれがあるが、事態が急激に悪化するおそれは少なく、通常の所管部局において対応できる状態 ○危機が発生し、又は発生するおそれがあり、事態が急激に悪化するおそれは少ないが、所管が不明確又は複数にまたがっている等平常時の事務分掌では対処が困難な状態 ○レベル 2 の危機が収束しつつある状態
レベル 2	<ul style="list-style-type: none"> ○危機が発生し、又は発生するおそれがあるが、想定される被害が限定的である状態 ○激甚な被害が発生するおそれのある危機が発生しているが、事態が急激に悪化するおそれが少なく、危機警戒本部において対応できる状態 ○レベル 3 の危機が収束しつつある状態
レベル 3	<ul style="list-style-type: none"> ○激甚な被害が発生するおそれのある危機が発生し、又は至近に発生するおそれが大きい状態

別表第3（第11条、第13条関係）

<p>部</p>	<p>総務部 まちづくり政策部 財政部 市民部 健康福祉部 こども若者部 環境部</p>	<p>経済部 文化観光部 都市整備部 建設部 議会部 会計部 消防部</p>	<p>教育部 水道部 交通部 ガス部 市立病院部</p>
<p>区危機対策本部</p>	<p>青葉区危機対策本部 太白区危機対策本部 宮城野区危機対策本部 泉区危機対策本部 若林区危機対策本部</p>		

別表 4 (第11条関係)

部 事 務 分 掌 表

各部共通処理事項

すべての班の 共通処理事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 職員の招集に関する事 ② 職員の参集状況の報告に関する事 ③ 職員の罹災状況の把握に関する事 ④ 関係機関との連絡調整及びその報告に関する事 ⑤ 各種保存文書、情報システム及びそのデータの保全に関する事 ⑥ 各区危機対策本部、他部及び他班の応援に関する事 ⑦ 避難所運営に関する事（指定された班に限る）
各部庶務担当班 共通処理事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 部内職員の招集及び参集状況の集約に関する事 ② 部所管施設における被害状況の集約に関する事 ③ 部内の応急対策実施状況の集約に関する事 ④ 部所管施設における避難状況の集約に関する事 ⑤ 部内各班の連絡調整に関する事 ⑥ 本部、区本部、他の部との連絡調整に関する事 ⑦ 各部所管業務に関する危機に関する記録の収集及び整理に関する事 ⑧ 各部所管業務に関する応援職員の受け入れに関する事 ⑨ 部内他班に属さないこと ⑩ 部内における避難所担当職員の調整に関する事 ⑪ 各部内の支援ニーズの把握に関する事 ⑫ 部内の燃料在庫及び需要の把握に関する事（調達手段の検討含む）

総務部

<p>担当局（総務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局）</p> <p>部長（総務局長）</p> <p>副部长（総務局次長、総務局参事（政策広報担当）、総務部長、人材育成部長、東京事務所長、選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査事務局長）</p>	
本部事務局 （広報課）	<ul style="list-style-type: none"> ① 本部事務局の事務に関する事 ② 危機に関する記録の収集及び整理に関する事 ③ 広報紙、ホームページ等による市民への危機の広報に関する事 ④ 報道機関への情報の提供、報道機関への対応及び報道要請に関する事 ⑤ 記者会見に関する事 ⑥ その他関係機関との連絡調整に関する事
秘書班 （秘書課）	<ul style="list-style-type: none"> ① 本部長及び副本部長の秘書に関する事 ② 視察者、見舞者等の接遇に関する事
庶務班 （庶務課） （文書法制課） （行政経営課）	<p>【各部庶務担当班共通処理事項に関する事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 引き継ぎ保存文書の保全に関する事
職員班 （人事課） （労務課）	<ul style="list-style-type: none"> ① 職員の参集、配備状況の総括に関する事 ② 各部、区本部間の職員の配備の調整に関する事（臨時的任用職員に関する事を含む） ③ 職員の罹災状況の総括に関する事
厚生班 （厚生課）	<ul style="list-style-type: none"> ① 職員の安全衛生に関する事 ② 職員の食料及び毛布等の調達に関する事

(職員共済組合事務局) (職員互助会) (職員研修所)	
東京事務所班 (東京事務所)	① 所管施設の保全に関すること ② 国その他関係機関との連絡調整に関すること
応急仮設住宅班 (監査事務局) (選挙管理委員会事務局) (人事委員会事務局)	① 応急仮設住宅の入居者の募集及び受付に関すること ② 応急仮設住宅の入退居等の管理に関すること

まちづくり政策部

担当局 (まちづくり政策局) 部長 (まちづくり政策局長) 副部長 (ダイバーシティ推進担当局長、デジタル戦略推進担当局長、まちづくり政策局次長、防災環境都市推進室長、政策企画部長、デジタル戦略推進部長)	
庶務班 (政策調整課) (政策企画課) (プロジェクト推進課) (ダイバーシティ推進課)	【各部庶務担当班共通処理事項に関すること】 ① 視察者、見舞者等の接遇に関すること ② 視察者、見舞者等に対する説明資料の作成に関すること ③ 政府、国会等に対する陳情に関すること ④ 各部及び区本部間の業務の調整に関すること ⑤ 空港被害の把握に関すること ⑥ 港湾被害の把握に関すること
防災環境都市推進班 (防災環境都市推進室)	① 他班及び他部の応援に関すること
情報班 (行政デジタル推進課) (BPR推進課) (まちのデジタル推進課) (情報システム課)	① 各種情報システム及びそのデータの保全の総括に関すること ② 各種ネットワーク (庁内LAN、統合ネットワーク、基幹系ネットワーク) の保全に関すること ③ 各部が行うICTを活用した情報の発受信の支援に関すること ④ 被災者支援基礎情報システムの運用支援に関すること

財 政 部

担当局 (財政局) 部長 (財政局長) 副部長 (税務監、財政局次長、財政部長、理財部長、税務部長、納税部長)	
庶務班 (財政企画課) (財政課)	【各部庶務担当班共通処理事項に関すること】 ① 危機対策に係る予算の総合調整に関すること
契約班 (契約課) (検査課)	① 応急対策用資機材、物品の調達及び緊急工事の契約に関すること ② 危機時における広報誌及び資料等の浄書、印刷に関すること

財産管理班 (財産管理課)	① 応急仮設住宅建設用地のリストアップに関すること ② 管理財産に係る被害の集約に関すること
応急修理住宅班 (財産管理課) (用地課)	① 住宅の応急修理及び障害物の除去に係る申請の受付及び審査に関すること
庁舎管理班 (庁舎管理課) (本庁舎整備室)	① 庁舎の保全及び退避に関すること ② 電源及び通信手段の確保に関すること ③ 庁内放送の実施に関すること ④ 共用車の運行調整、車両の借り上げに関すること ⑤ 危機時における市営駐車場（仙台市二日町駐車場・仙台市勾当台公園地下駐車場）の指定管理者との連絡調整に関すること
罹災総務班 (税制課) (市民税企画課) (資産税企画課) (収納管理課) (徴収対策課（徴収企画係）)	① 災害対応税制全般（規定整備等）に関すること ② 罹災証明等事務全般の進行管理等に関すること ③ 庁内調整及び庁外への支援依頼等に関すること ④ 罹災証明等事務全般の補助に関すること ⑤ 危機に伴う市税の減免及び徴収猶予の実施方針等に関すること
建物被害調査班 (市民税課) (資産課税課) (北固定資産税課) (南固定資産税課) (徴収対策課（徴収企画係を除く）) (北徴収課) (南徴収課)	① 建物被害認定調査に関すること ② 罹災証明書の発行に関すること ③ 危機に伴う市税の減免及び徴収猶予の適用に関すること ④ その他罹災証明等事務に関すること

市 民 部

担当局（市民局） 部長（市民局長） 副部長（市民局次長、区政部長、市民活躍推進部長、生活安全安心部長）	
庶務班 (区政課) (戸籍住民課)	【各部庶務担当班共通処理事項に関すること】 ① 住民情報システム・戸籍システム及びそのデータの復旧に関すること
広聴相談班 (広聴課)	① 危機にかかる広聴相談（総合市政相談窓口・移動相談を含む）の総括に関すること ② 他機関の相談担当窓口との総合連絡調整に関すること
市民活躍推進班 (市民協働推進課) (男女共同参画課) (地域政策課)	① 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること ② 所管施設における一時避難者対策に関すること ③ 危機時における所管施設との連絡調整に関すること ④ 市民活動団体等が行う危機支援に係る総合調整に関すること ⑤ 危機時における女性相談に関すること

	⑥ 危機時におけるせんだい男女共同参画財団との連絡調整に関すること ⑦ 危機時における仙台ひと・まち交流財団との連絡調整に関すること ⑧ コミュニティ・センター等地域施設の管理運営に関する連絡調整に関すること
生活安全安心班 (市民生活課) (自転車交通安全課) (消費生活センター)	① 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること ② 所管施設における一時避難者対策に関すること ③ 危機時における所管施設との連絡調整に関すること ④ 危機時の交通指導隊との連絡調整の総括に関すること ⑤ 技能職団体への協力要請に関すること ⑥ 地域の避難施設運営に係る総合調整に関すること ⑦ 危機時における消費生活相談に関すること

健康福祉部

担当局 (健康福祉局) 部長 (健康福祉局長) 副部長 (健康福祉局次長、地域福祉部長、障害福祉部長、保険高齢部長、保健衛生部長、保健所長、衛生研究所長)	
庶務班 (総務課) (社会課) (災害援護資金課) (保護自立支援課) (収納対策室) (保険年金課)	【各部庶務担当班共通処理事項に関すること】 ① 甲慰金及び障害見舞金の支給並びに援護資金の貸付の総括に関すること ② 被災者生活再建支援制度の総括に関すること ③ 義援金の総括に関すること ④ 災害見舞金の総括に関すること ⑤ 危機時における仙台市社会福祉協議会との連絡調整に関すること ⑥ 危機時における民生委員児童委員との連絡調整に関すること ⑦ 市ボランティアセンターとの連絡調整に関すること ⑧ 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること ⑨ 所管施設における一時避難者対策に関すること ⑩ 災害時要援護者情報登録制度に関すること ⑪ 危機時における保険料等の減免の指導に関すること ⑫ 住宅の応急修理及び障害物の除去の決定並びに建設業者等との契約の総括に関すること ⑬ 応急仮設住宅の必要戸数の決定に関すること ⑭ 応急仮設住宅の入居者の決定に関すること ⑮ 応急仮設住宅 (借り上げ民間賃貸住宅) の入退去等の管理の総括に関すること ⑯ 応急仮設住宅 (借り上げ民間賃貸住宅) 関係団体への協力要請に関すること ⑰ 要援護者の避難支援の総括に関すること ⑱ 福祉避難所の開設に係る調整に関すること ⑲ 指定避難所での要援護者の必要な衛生用品等の把握に関すること
障害企画班 (障害企画課) (障害者支援課) (障害福祉サービス指導課)	① 被災障害者援護の総括に関すること ② 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること ③ 所管施設における一時避難者対策に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> ④ 障害者福祉に係るボランティアに関すること ⑤ 障害者福祉施設への緊急一時入所の総括及び連絡調整に関すること
障害者総合支援センター班 (障害者総合支援センター)	<ul style="list-style-type: none"> ① 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること ② 被災障害者に係る相談及び指導に関すること
精神保健福祉総合センター班 (精神保健福祉総合センター)	<ul style="list-style-type: none"> ① 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること ② 被災障害者に係る相談及び指導に関すること
発達相談支援センター班 (北部発達相談支援センター) (南部発達相談支援センター)	<ul style="list-style-type: none"> ① 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること ② 被災障害者に係る相談及び指導に関すること
高齢企画班 (高齢企画課) (地域包括ケア推進課) (介護保険課) (介護事業支援課)	<ul style="list-style-type: none"> ① 被災高齢者援護の総括に関すること ② 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること ③ 所管施設における一時避難者対策に関すること ④ 高齢者福祉施設への緊急一時入所の総括及び連絡調整に関すること ⑤ 危機時における仙台市健康福祉事業団との連絡調整に関すること ⑥ 高齢者福祉に係るボランティアに関すること
保健医療班 (医療政策課) (健康政策課) (予防企画課) (感染症対策課) (医務薬務課)	<ul style="list-style-type: none"> ① 医療救護班の編成に関すること ② 負傷者の発生状況の集約に関すること ③ 医薬品、医療器具の調達及び配分に関すること ④ 危機時における保健活動に関すること ⑤ (公財) 仙台市医療センターとの連絡調整に関すること ⑥ (公財) 仙台市救急医療事業団との連絡調整に関すること ⑦ 医療ボランティアに関すること ⑧ 被災者の医療救護・保健活動の総括に関すること ⑨ 災害時医療連絡調整本部の設置に関すること ⑩ 災害時医療連絡調整本部との連絡調整に関すること ⑪ 周産期福祉避難所の開設・運営に関すること
生活衛生班 (保健管理課) (生活衛生課)	<ul style="list-style-type: none"> ① 被災地の防疫の総括、防疫班の編成に関すること ② 防疫用薬剤、資機材の調達及び配分に関すること ③ 食品、家庭用品等の衛生に関する監視、指導に関すること ④ 貯水槽水道、飲用井戸水等の衛生指導に関すること ⑤ 遺体の収容、安置場所の確保、検案及び埋火葬の総括に関すること ⑥ 葬祭業者との連絡調整に関すること ⑦ 墓地、斎場の危機発生防止、被害調査及び応急復旧に関すること ⑧ 危機時における仙台市公園緑地協会との連絡調整に関すること
生出診療所班 (生出診療所)	<ul style="list-style-type: none"> ① 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること ② 救護活動に関すること
動物管理センター班 (動物管理センター)	<ul style="list-style-type: none"> ① 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること ② 保護動物の安全確保に関すること ③ 被災動物の保護、管理に関すること
食肉衛生検査所班 (食肉衛生検査所)	<ul style="list-style-type: none"> ① 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること ② 危機時の食肉市場における食肉の衛生確保及び検査に関すること
食品監視センター班	<ul style="list-style-type: none"> ① 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること

(食品監視センター)	② 危機時の中央卸売市場における食品の衛生確保及び検査に関すること
衛生研究所班 (衛生研究所)	① 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること ② 危機時における衛生に関する調査、試験検査に関すること

こども若者部

担当局 (こども若者局) 部長 (こども若者局長) 副部長 (こども若者局次長、こども家庭部長、こども若者支援部長、幼稚園・保育部長、児童相談所長)	
庶務班 (総務課) (子育て応援都市推進課) (こども家庭保健課) (こども支援給付課) (若者支援課) (いじめ対策推進課) (児童クラブ事業推進課) (こども若者相談支援センター)	【各部庶務担当班共通処理事項に関すること】 ① 被災児童の援護の総括に関すること ② 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること ③ 所管施設における一時避難者対策に関すること ④ 児童福祉施設への緊急一時入所の総括及び連絡調整に関すること ⑤ 社会福祉施設等との連絡調整に関すること
幼稚園・保育班 (運営支援課) (幼保企画課) (認定給付課)	① 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること ② 所管施設における一時避難者対策に関すること ③ 危機時における保育料の減免の指導に関すること
児童相談班 (保護支援課) (相談指導課) (心理支援課)	① 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること ② 被災児童に係る相談及び指導に関すること ③ 要保護児童の緊急一時保護に関すること

環境部

担当局 (環境局) 部長 (環境局長) 副部長 (脱炭素都市推進担当局長、環境局次長、環境部長、脱炭素都市推進部長、先行地域担当部長、資源循環部長、施設部長)	
庶務班 (総務課)	【各部庶務担当班共通処理事項に関すること】 ① 災害廃棄物 (がれき、片づけごみ、津波堆積物の総称。以下同じ。) 対策全体の進行管理に関すること ② 災害廃棄物処理実行計画の策定及び処理の総括に関すること ③ 災害廃棄物の処理に係る国・県及び他市町村等との連絡調整に関すること
環境班 (環境企画課) (環境共生課) (環境対策課)	① 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること ② 危機時における大気汚染の防止に関すること ③ 危機時における公共用水域等の水質汚濁の防止に関すること ④ 危機時における災害応急用井戸の活用に関すること ⑤ がれきの撤去に関すること (共管事項)

	⑥ 損壊家屋等の解体・撤去に関する事（共管事項）
脱炭素都市推進班 (脱炭素政策課) (脱炭素経営推進課) (先行地域推進室)	① 避難所等の防災対応型太陽光発電設備の運転問い合わせに関する事 ② がれきの撤去に関する事（共管事項） ③ 損壊家屋等の解体・撤去に関する事（共管事項）
資源循環班 (資源循環企画課) (家庭ごみ減量課) (事業ごみ減量課) (各環境事業所)	① 所管施設の保全及び利用者の保護に関する事 ② 一般廃棄物（災害廃棄物を含む。以下同じ。）処理の総括に関する事 ③ 一般廃棄物の処理に係る市民周知及び問い合わせ対応に関する事 ④ 一般廃棄物の処理に係る支援要請及び支援物資に関する事 ⑤ 一般廃棄物及び産業廃棄物収集運搬許可業者への指導及び連絡調整に関する事 ⑥ 一般廃棄物及び産業廃棄物の不法投棄・不適正排出対策に関する事 ⑦ 一般廃棄物及び産業廃棄物排出事業者の指導に関する事 ⑧ がれき等発生量の算定に関する事 ⑨ 収集運搬車両・処理施設能力の算定及び手配に関する事 ⑩ 収集運搬業務委託業者への指導及び連絡調整に関する事 ⑪ 市民用仮置場・がれき搬入場の必要箇所・面積の算定及び手配に関する事 ⑫ 市民用仮置場・がれき搬入場の設置及び運営管理に関する事 ⑬ その他廃棄物の処理の指導に関する事 ⑭ 危機時の災害廃棄物（片づけごみに限る。）の応急収集及び処分に関する事 ⑮ 指定避難所における仮設トイレの設置・維持管理に関する事
施設班 (施設課) (各工場)	① 所管施設の保全及び利用者の保護に関する事 ② 所管施設の被害状況の確認及び復旧に関する事 ③ 一般廃棄物の焼却処理・埋立処分に関する事 ③ 代替処理施設の確保に関する事

経 済 部

担当局（経済局） 部長（経済局長） 副部長（経済局次長、産業政策部長、イノベーション推進部長、農林部長、中央卸売市場長、農業委員会事務局長）	
庶務・救援物資班 (経済企画課) (スタートアップ支援課) (産業振興課)	<p>【各部庶務担当班共通処理事項に関する事】</p> <p>① 必要な食料等物資の把握に関する事 ② 各種業界団体からの支援の総括に関する事 ③ 所管協定に基づく要請に係る調整に関する事 ④ 義援物資の受入れ及び配分に関する事 ⑤ 各種業界団体からの食料等物資の調達に関する事 ⑥ 物資集配拠点の開設に関する事 ⑦ 物資集配拠点における食料等物資の受入れ・管理・配送に関する事 ⑧ 物資集配拠点におけるボランティアとの活動調整に関する事 ⑨ 食料等物資の輸送及び共用車の運行調整に関する事</p>

	⑩ 局横断的な燃料の調達に関する事（本部内に特別班を設置）
地域産業支援班 （中小企業支援課） （商業・人材支援課） （企業立地課） （リサーチコンプレックス推進室）	① 所管施設の保全及び利用者の保護に関する事 ② 商工業の被害状況調査、集約及び報告に関する事 ③ 被災中小企業に対する支援に関する事
農林企画班 （農林企画課） （農業委員会事務局）	① 所管施設の保全及び利用者の保護に関する事 ② 農林水産業の被害状況の集約に関する事 ③ 水産業の被害状況調査に関する事 ④ 水産業の被害復旧の指導に関する事 ⑤ 林地及び林地施設の被害状況調査に関する事 ⑥ 林地及び林地施設の被害復旧に関する事
農業振興班 （農業振興課）	① 農作物等及び農業用施設（共同利用施設等）に係る被害の把握に関する事 ② 農業の危機対策の企画立案に関する事 ③ 家畜の防疫に関する事 ④ 死亡獣畜（畜産業）の収集・処理の相談に関する事
農業土木班 （農業土木課）	① 所管施設の保全及びその総括に関する事 ② 農地及び農業用施設（かんがい排水施設、農業用道路等）に係る被害の把握及び被害の復旧に関する事 ③ 農地及び農業用施設（かんがい排水施設、農業用道路等）に係る危機対策の立案、及び被害復旧の指導に関する事
中央卸売市場班 （管理課） （業務課） （食肉市場）	① 所管施設の保全及び利用者の保護に関する事 ② 危機時における青果物、水産物及び食肉の集荷及び分荷に関する事

文化観光部

担当局（文化観光局） 部長（文化観光局長） 副部長（文化観光局次長、東北連携推進室長、観光交流部長、文化スポーツ部長）	
庶務班 （交流企画課）	【各部庶務担当班共通処理事項に関する事】 ① 関係部署、機関との連携を通じての、外国人にかかる相談及び被害状況の把握、危機発生時広報に関する事 ② 危機時における仙台観光国際協会との連絡、調整に関する事（仙台市災害多言語支援センターを含む） ③ 仙台市災害時言語ボランティアに関する事 ④ 国際姉妹・友好都市／協定締結都市からの支援の受入れに関する事（フィンランド共和国オウル市を除く）
東北連携推進班 （東北連携推進室）	① 部内の他班への応援に関する事 ② 他の部又は区本部への応援に関する事

観光交流班 (観光課) (誘客戦略推進課)	<ul style="list-style-type: none"> ① 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること ② 観光客の安全な避難・誘導の実施に必要な、宿泊施設や観光施設との連絡調整に関すること ③ 一時的な宿泊場所等の必要な情報の提供にかかる、観光関連機関との連絡調整に関すること ④ 仙台観光国際協会との連絡調整に関すること
文化スポーツ班 (スポーツ振興課) (文化振興課) (青葉山エリア複合施設整備室)	<ul style="list-style-type: none"> ① 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること ② 所管施設における一時避難者対策に関すること ③ 危機時における所管施設との連絡調整に関すること ④ 危機時における仙台市スポーツ振興事業団との連絡調整に関すること ⑤ 危機時における仙台市市民文化事業団及び仙台フィルハーモニー管弦楽団との連絡調整に関すること

都 市 整 備 部

担当 局 (都市整備局) 部 長 (都市整備局長) 副 部 長 (都市整備局次長、技術管理室長、計画部長、総合交通政策部長、市街地整備部長、公共建築住宅部長、建築宅地部長)	
庶務班 (総務課)	【各部庶務担当班共通処理事項に関すること】 <ul style="list-style-type: none"> ① 仙台市建設公社との連絡調整に関すること ② 市営駐車場(仙台市泉中央駅前駐車場)の指定管理者との連絡調整に関すること
技術管理班 (技術管理室)	<ul style="list-style-type: none"> ① 被害復旧工事の技術管理に関すること ② 建築物調査班の応援に関すること ③ 宅地調査班の応援に関すること
都市計画班 (都市計画課) (都市景観課)	<ul style="list-style-type: none"> ① 建築物調査班の応援に関すること ② 宅地調査班の応援に関すること ③ 住宅政策班の応援に関すること
総合交通政策班 (交通政策課) (公共交通推進課) (地域交通推進課)	<ul style="list-style-type: none"> ① 公共交通に関する情報の収集に関すること ② 危機時における緊急輸送計画の調整への協力に関すること ③ 都市交通施設の被害状況及び復旧計画の集約に関すること ④ 仙台駅周辺帰宅困難者対策に関すること ⑤ 宅地調査班の応援に関すること
市街地整備班 (市街地整備課) (地下鉄沿線まちづくり課) (都心まちづくり課)	<ul style="list-style-type: none"> ① 所管区画整理地区の保全に関すること ② 所管再開発地域の保全に関すること ③ 建築物調査班の応援に関すること ④ 宅地調査班の応援に関すること ⑤ 住宅政策班の応援に関すること
公共建築班 (公共施設マネジメント推進課)	<ul style="list-style-type: none"> ① 市有建築現場の保全に関すること ② 市有施設の機械設備及び電気設備の保全に関すること ③ 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設場所の確保及び選定に関すること

<p>(営繕課) (設備課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ④ 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の建設及び解体に関すること ⑤ プレハブ協会等関係団体への協力要請に関すること ⑥ 災害公営住宅の建設に関すること ⑦ 市有建築物の被害復旧工事に関すること ⑧ 建築物調査班の応援に関すること
<p>住宅政策班 (住宅政策課) (市営住宅管理課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備の総括に関すること ② 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の建設場所及び当該場所における建設戸数の決定に関すること ③ 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の建設用地の提供受入れに関すること ④ 応急仮設住宅（借り上げ公営住宅等）の提供要請・受入れに関すること ⑤ 応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅を除く）の入居者の決定の支援に関すること ⑥ 応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅を除く）の入退去等の管理の総括に関すること ⑦ 応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅を除く）の施設の維持管理に関すること ⑧ 市営住宅の保全及び入居者の保護に関すること ⑨ 危機時における市営住宅及び共同施設の管理業務を受託する事業者との連絡調整に関すること ⑩ 被災者の市営住宅への入居に関すること ⑪ 災害公営住宅の計画及び整備に関すること ⑫ 災害公営住宅の入退去及び維持管理に関すること ⑬ 被災者支援相談窓口の対応（住宅等に関するものに限る）
<p>建築物調査班 (建築指導課) (建築審査課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 被災建築物応急危険度判定の総括に関すること ② 被災建築物応急危険度判定士の支援要請及び受入れに関すること ③ 被災建築物の調査及び復旧指導に関すること ④ 被災建築物の応急危険度判定結果に対する相談に関すること ⑤ 公共施設（指定避難所等に限る。）の短期的な安全性確認の支援に関すること ⑥ 保安上危険な被災建築物に対する指導の総括に関すること ⑦ 住宅政策班の応援に関すること
<p>宅地調査班 (開発調整課) (宅地保全課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 宅地被害及び土砂災害の被害調査及びその集約に関すること ② 土砂災害危険区域等の安全確認に関すること ③ 宅地被害に伴う避難の指示の発令・解除の判断に必要な情報の収集に関すること ④ 宅地被害に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関すること ⑤ 宅地及び宅地造成地等の被害防止及び応急復旧の指導に関すること ⑥ 被災宅地危険度判定の総括に関すること ⑦ 被災宅地危険度判定士の支援要請及び受入れに関すること ⑧ 被災宅地の復旧相談に関すること ⑨ 滑動崩落防止施設等の被害調査に関すること ⑩ 滑動崩落防止施設等の復旧対応に関すること ⑪ 住宅政策班の応援に関すること

建設部

担当局（建設局） 部長（建設局長） 副部長（建設局次長、道路部長、百年の杜推進部長、下水道経営部長、下水道建設部長、下水道管理部長、八木山動物公園長）	
庶務班 （総務課）	【各部庶務担当班共通処理事項に関すること】
道路班 （道路計画課） （道路管理課） （道路保全課） （道路施設課） （北道路建設課） （南道路建設課）	① 道路、橋梁等の所管施設の被害調査及び応急復旧の総括に関すること ② 道路占用物等の被害調査及び二次被害防止の総括に関すること ③ 道路利用者の安全確保に関すること ④ 危機対策上重要な所管道路の緊急啓開及び交通規制の総括に関すること ⑤ 私道等に係る被害復旧の補助の総括に関すること
緑政班 （百年の杜推進課） （公園管理課） （公園整備課）	① 所管施設の被害調査及び応急復旧並びに利用者の保護に関すること ② 街路樹等の被害防止、被害調査及び応急復旧の集約に関すること ③ 公園における避難者対応に係る区との連絡調整に関すること ④ 仙台市公園緑地協会との連絡調整に関すること ⑤ 対外連絡調整に関すること
河川班 （河川課）	① 所管の河川等の被害調査及び応急復旧に関すること ② 対外連絡調整に関すること
下水道計画班 （経営企画課） （下水道計画課）	① 対外連絡調整に関すること ② 下水道施設復旧の総合調整に関すること ③ 下水道事業予算の調整に関すること ④ 市民等に対する被害・復旧状況の広報に関すること
下水道業務班 （業務課）	① 下水道使用料等の賦課・徴収に関すること ② 宅内排水設備の復旧相談業務に関すること ③ 下水道事業に係る応急対策用資機材、物品の調達及び緊急工事の契約に関する こと ④ 下水道事業の管理財産に係る被害の集約に関すること
下水道管路班 （下水道調整課） （管路建設課） （下水道北管理センター） （下水道南管理センター）	① 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること ② 緊急内水排除ポンプの設置及び運転に関すること
下水道施設班 （下水道調整課） （施設建設課） （南蒲生浄化センター） （設備管理センター） （業務課水質管理センター）	① 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること ② 放流水等の水質検査に関すること ③ 浄化槽保守点検業者への指導及び連絡調整に関すること
八木山動物公園班 （管理課）	① 所管施設の被害調査及び応急復旧並びに来園者の保護に関すること ② 飼育動物の保護に関すること

(飼育展示課)	③ 危険動物の逃走防止に関する事
---------	------------------

会 計 部

担当局 (会計室) 部長 (会計管理者) 副部長 (会計課長)	
会計班 (会計課)	【各部庶務担当班共通処理事項に関する事】 ① 局横断的な燃料の調達に関する事 (本部内に特別班を設置) ② 危機時の出納に関する事

消 防 部

担当局 (消防局) 部長 (消防局長) 副部長 (消防局次長、総務部長、警防部長、救急部長、予防部長)	
本部事務局 (指令課)	① 本部事務局の事務に関する事 ② 本部事務局員の参集に関する事
指令班 (指令課)	① 消防通信の運用及び統制に関する事 ② 総合消防情報システムの運用に関する事 ③ 地震情報及び気象情報の収集・伝達に関する事 ④ 消防隊等の出場に関する事 ⑤ 高所監視カメラ及びヘリテレ電送に関する事 ⑥ 非常招集の連絡に関する事
総務班 (総務課)	【各部庶務担当班共通処理事項に関する事】 ① 国、県及び消防関係機関との連絡調整に関する事 ② 職・団員の参集状況の収集・集計に関する事 ③ 職員の安否確認に関する事 ④ 消防団の連絡調整等に関する事 ⑤ 部内他班に属さない事項に関する事
管理班 (管理課)	① 報道機関等に対する情報提供に関する事 ② 食料その他支援物資の確保、調達に関する事 ③ 燃料の調達に関する事 ④ 危機対策本部への情報連絡員の派遣及び連絡調整に関する事
警防班 (警防課)	① 消防部運営の総括に関する事 ② 災害活動方針に関する事 ③ 消防活動に係る総合調整に関する事 ④ 消防隊及び消防団の指揮運用に係る総合調整に関する事 ⑤ 他消防機関への応援及び受援に関する事 ⑥ 避難情報の発令時解除時の警戒区域等設定及び解除に必要な情報の収集に関する事

	ること
救急班 (救急企画課) (救急指導課)	<ul style="list-style-type: none"> ① 救急活動に係る総合調整に関すること ② 多数傷病者発生時の救急活動の技術指導に関すること ③ 救急医療機関の把握に関すること ④ 現地救護所に関すること ⑤ 医師会等救急関係機関との調整に関すること ⑥ 救急活動状況等の情報収集、記録に関すること
消防航空班 (消防航空隊)	<ul style="list-style-type: none"> ① 緊急空中輸送に関すること ② 応援ヘリコプター(消防防災ヘリ)の活動調整に関すること
予防班 (予防課)	<ul style="list-style-type: none"> ① 危機及び活動情報等の情報収集、記録に関すること ② 消防班との連絡に関すること ③ 被害の応急措置に係る情報提供に関すること
規制指導班 (規制指導課)	<ul style="list-style-type: none"> ① 被害情報の収集及び資料作成に関すること ② 石油コンビナート等災害防止法で定める事業所等との連絡・連携に関すること ③ 危険物施設及び高圧ガス施設等の応急措置の指導に関すること
消防班 (各消防署)	<ul style="list-style-type: none"> ① 消防隊及び消防団の指揮運用に関すること ② 区危機対策本部への情報員の派遣に関すること ③ 住民の避難誘導に関すること ④ 市民に対する危機発生の広報に関すること ⑤ 現地救護所の設置に関すること ⑥ 他消防機関に係る後方支援に関すること ⑦ 火災の警戒、鎮圧、延焼防止に関すること ⑧ 被害の拡大防止に関すること ⑨ 人命の救助、救護に関すること ⑩ 行方不明者の捜索に関すること ⑪ 避難情報の発令時及び解除時の警戒区域等の設定及び解除の伝達に関すること ⑫ 火災警戒区域、消防警戒区域及び水防に伴う警戒区域の設定・解除に関すること

教 育 部

担当局(教育局) 部長(教育長) 副部長(副教育長、教育局次長、総務企画部長、教育人事部長、教育人事部参事、学校教育部長、学校教育部参事、生涯学習部長)	
庶務班 (総務課) (学校規模適正化推進室)	【各部庶務担当班共通処理事項に関すること】
学事班 (学事課)	<ul style="list-style-type: none"> ① 通学路の被害状況の集約及び応急復旧の要請に関すること ② 教具等の被害状況の集約に関すること ③ 被災児童生徒に対する学用品の給与に関すること
学校施設班	<ul style="list-style-type: none"> ① 学校施設の被災状況の集約に関すること

(学校施設課)	<ul style="list-style-type: none"> ② 学校施設及び学校施設建設現場の保全に関すること ③ 学校施設の工事請負人に対する指導に関すること ④ 避難所となった学校の施設管理の総括に関すること ⑤ 学校施設の使用協力に関すること
健康教育班 (健康教育課)	<ul style="list-style-type: none"> ① 負傷児童、生徒に関する応急救護及び情報収集の総括に関すること ② 学校救護用医薬品等の調達及び配分に関すること ③ 学校内の衛生対策について関係機関との連絡調整に関すること ④ 学校給食施設の被害調査及び応急復旧に関すること ⑤ 学校給食施設の使用協力に関すること
学校給食センター班 (各学校給食センター)	<ul style="list-style-type: none"> ① 所管施設の保全に関すること ② 学校給食施設の使用協力に関すること
教育人事班 (人事課) (教職員課)	<ul style="list-style-type: none"> ① 学校職員の被災状況の集約に関すること ② 学校職員の参集状況の集約に関すること ③ 危機時における授業の確保に必要な学校職員の確保に関すること
教育センター班 (教育センター)	<ul style="list-style-type: none"> ① 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること ② 所管施設における一時避難者対策に関すること
教育指導班 (教育指導課) (学びの連携推進室) (高校教育課)	<ul style="list-style-type: none"> ① 児童生徒の被災状況に関すること ② 学校に関する危機時情報の収集伝達に関すること ③ 危機時における授業の確保又は再開の計画の総括に関すること ④ 学校、区本部その他関係機関との連絡調整に関すること ⑤ 学校関係各班との連絡調整に関すること ⑥ 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること ⑦ その他学校に関して他の班に属さないこと
教育相談班 (教育相談課) (特別支援教育課) (教育相談課教育支援センター)	<ul style="list-style-type: none"> ① 危機時における生徒指導の総括に関すること ② 危機時における教育相談の総括に関すること ③ 危機時における特別支援教育の総括に関すること ④ 不登校児童生徒の被災状況の集約に関すること ⑤ 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること
生涯学習班 (生涯学習課)	<ul style="list-style-type: none"> ① 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること ② 所管施設における一時避難者対策に関すること ③ 所管施設の被災状況の集約に関すること ④ 社会教育関係各班との連絡調整に関すること
文化財班 (文化財課)	<ul style="list-style-type: none"> ① 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること
博物館班 (博物館)	<ul style="list-style-type: none"> ① 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること ② 指定・登録文化財の被害調査及び応急復旧に関すること
科学館班 (科学館)	<ul style="list-style-type: none"> ① 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること
市民図書館班 (市民図書館) (泉図書館) (宮城野図書館)	<ul style="list-style-type: none"> ① 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること

(太白図書館)	
生涯学習支援センター班 (生涯学習支援センター)	① 所管施設の保全及び利用者の保護の総括に関すること ② 危機時における市民センターの指定管理者との連絡調整に関すること
学校班 (各学校)	① 所管施設の保全及び児童生徒の保護に関すること ② 児童、生徒の所在及び安否の確認に関すること ③ 通学路の安全確認及び危険箇所の復旧要請に関すること ④ 学校が避難所となった場合の避難所運営の支援に関すること ⑤ 危機時における授業の確保又は再開の計画に関すること ⑥ 教育指導班等との連絡調整に関すること

議 会 部

担 当 局 (議会事務局) 部 長 (議会事務局長) 副 部 長 (議会事務局次長)	
庶務班 (庶務課)	【各部庶務担当班共通処理事項に関すること】(⑩を除く) ① 危機時における議会事務に関すること
議事班 (議事課)	① 危機時における議会事務に関すること
調査班 (調査課)	① 危機時における議会事務に関すること

水 道 部

担 当 局 (水道局) 部 長 (水道事業管理者) 副 部 長 (水道局次長)	
広報担当官 (総務課長)	① マスコミ関係機関への取材対応に関すること ② 市民広報の総括に関すること
危機管理担当官 (水道危機管理室長)	① 水道本部長の意思決定の支援に関すること ② マスコミ関係機関への取材対応に関すること

<p>総合調整班 (計画課計画係) (計画課技術管理係) (計画課共同浄水場整備室) (水道危機管理室)</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 各部隊の被害、対応、復旧状況等の集約に関する事 ② 水道局危機対策本部の設営指示に関する事 ③ 水道本部員会議の管理・運営に関する事 ④ 部隊間の調整に関する事 ⑤ 総務班、市民対応班及び応急給水班への全体状況及び各方針・計画等の情報提供に関する事 ⑥ 危機管理担当官の補佐に関する事 ⑦ 広報担当官の補佐に関する事 ⑧ 日本水道協会先遣調査隊等への対応に関する事 ⑨ 日本水道協会宮城県支部への報告に関する事 ⑩ 19大都市との連絡調整に関する事
<p>浄水部隊 (部隊長 浄水部長)</p>	
<p>浄水管理班 (施設課浄水管理係)</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 部隊内の総括と被害情報等の収集・集約に関する事 ② 部隊内各班への危機対応方針等の伝達・指示に関する事 ③ 関係機関との連絡調整に関する事 ④ 外部機関との協議に関する事
<p>施設班 (施設課施設係) (施設課建築係) (施設課電機係)</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 担当工事現場の状況確認と安全確保に関する事 ② 業務用無線設備の機能確認等に関する事 ③ 浄水管理班並びに各設備班・庁舎班及び各浄水班への業務支援に関する事 ④ 水道局危機対策本部の設営の補助に関する事
<p>国見浄水班 (国見浄水課国見浄水場)</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 監視制御システムによる監視と浄水処理操作に関する事 ② 国見浄水場等に係る取水、導水、浄水、送水及び配水、休止施設等、所管施設の巡回による被害状況調査に関する事 ③ 塩竈市 (梅の宮浄水場) との連絡調整に関する事 ④ 送配水施設の監視に関する各設備班との連絡調整に関する事 ⑤ 発注工事現場の状況確認と安全確保に関する事 ⑥ 応急復旧のための部品・資機材の調達に関する事 ⑦ 薬品の調達に関する事 ⑧ 水質異常時の水質検査依頼に関する事 ⑨ 関係機関との連絡調整 (大倉ダム、東北電力等) に関する事 ⑩ 浄水・排水施設の運転管理委託業者との連携に関する事 ⑪ 荒巻配水所の給水車注水補給基地の立上げに関する事
<p>中原浄水班 (国見浄水課中原浄水場)</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 監視制御システムによる監視と浄水処理操作に関する事 ② 中原浄水場内、青下ダム、導水路、中原第二補充貯水池、三号隧道、五ツ森配水所等、所管施設の巡回による被害状況調査に関する事 ③ 送配水施設の監視に関する各設備班との連絡調整に関する事 ④ 発注工事現場の状況確認と安全確保に関する事 ⑤ 応急復旧のための部品・資機材の調達に関する事 ⑥ 薬品の調達に関する事 ⑦ 水質異常時の水質検査依頼に関する事 ⑧ 関係機関との連絡調整 (大倉ダム、仙台河川国道事務所、東北電力等) に関する事

	<p>ること</p> <p>⑨ 給水車注水補給基地の立ち上げに関すること</p>
<p>福岡浄水班 (国見浄水課福岡浄水場)</p>	<p>① 監視制御システムによる監視と浄水処理操作に関すること</p> <p>② 福岡浄水場内、取水場(福岡・宮床)、朴沢調整池等、所管施設の巡回による被害状況調査に関すること</p> <p>③ 送配水施設の監視に関する各設備班との連絡調整に関すること</p> <p>④ 発注工事現場の状況確認と安全確保に関すること</p> <p>⑤ 応急復旧のための部品・資機材の調達に関すること</p> <p>⑥ 薬品の調達に関すること</p> <p>⑦ 水質異常時の水質検査依頼に関すること</p> <p>⑧ 関係機関との連絡調整(仙台地方ダム総合事務所(七北田・宮床ダム)等)に関すること</p> <p>⑨ 給水車注水補給基地の立ち上げに関すること</p>
<p>茂庭浄水班 (茂庭浄水課)</p>	<p>① 監視制御システムによる監視と浄水処理操作に関すること</p> <p>② 茂庭浄水場等に係る取水・導水・浄水及び送水施設並びに旧富田浄水場の巡回による被害状況調査に関すること</p> <p>③ 送配水施設の監視に関する各設備班との連絡調整に関すること</p> <p>④ 発注工事現場の状況確認と安全確保に関すること</p> <p>⑤ 応急復旧のための部品や資機材の調達に関すること</p> <p>⑥ 薬品の調達に関すること</p> <p>⑦ 水質異常時の水質検査依頼に関すること</p> <p>⑧ 関係機関との連絡調整(釜房ダム、上迫沢発電所等)に関すること</p> <p>⑨ 給水車注水補給基地の立ち上げに関すること</p> <p>⑩ 運転管理及び巡回点検業務委託業者との連絡調整に関すること</p>
<p>水質第一班 (水質管理課水質管理係、水質検査第一係)</p>	<p>① 水道水の安全確認と評価のための水質検査に関すること</p> <p>② 庁舎、設備、水質検査機器類の被害状況確認と性能評価に関すること</p> <p>③ 水質検査機器類の修繕対応に関すること</p> <p>④ 他班からの水質検査依頼対応に関すること</p> <p>⑤ 各浄水班及び応急給水班への業務支援に関すること</p>
<p>水質第二班 (水質管理課水質検査第二係)</p>	<p>① 水道水の安全確認と評価のための水質検査に関すること</p> <p>② 庁舎、設備、水質検査機器類の被害状況確認と性能評価に関すること</p> <p>③ 水質検査機器類の修繕対応に関すること</p> <p>④ 他班からの水質検査依頼対応に関すること</p> <p>⑤ 各浄水班及び応急給水班への業務支援に関すること</p>
<p>配水部隊(部隊長 給水部長)</p>	
<p>水運用班 (配水管理課配水管理係、水運用係)</p>	<p>① 部隊内の総括と被害情報等の収集・集約及び被害影響範囲の把握に関すること</p> <p>② 監視制御システムによる被害情報把握に関すること</p> <p>③ 監視制御システム・施設管理システムの作動確認に関すること</p> <p>④ 水運用計画と幹線レベルの応急復旧計画の立案に関すること</p> <p>⑤ 水運用に係る実務に関すること</p> <p>⑥ 部隊内各班への危機対応方針の伝達に関すること</p> <p>⑦ 仙南・仙塩広域水道との技術的な連絡調整に関すること</p>

	⑧ 応急復旧備蓄材の管理に関すること
南設備班 (南配水課設備係)	<ul style="list-style-type: none"> ① 担当工事現場の状況確認と安全確保に関すること ② 所管送配水施設の巡回点検・被害状況確認に関すること ③ 所管送配水施設異常時の初期対応・応急復旧に関すること ④ 所管送配水施設及び施設班所管業務用無線設備への自家発電設備用燃料の運搬・補給に関すること ⑤ 水運用計画及び応急復旧計画の実施に関する作業連携に関すること ⑥ 局内業務支援の依頼検討に関すること
北設備班 (北配水課設備係)	<ul style="list-style-type: none"> ① 担当工事現場の状況確認と安全確保に関すること ② 所管送配水施設の巡回点検・被害状況確認に関すること ③ 所管送配水施設異常時の初期対応・応急復旧に関すること ④ 所管送配水施設への自家発電設備用燃料の運搬・補給に関すること ⑤ 水運用計画及び応急復旧計画の実施に関する作業連携に関すること ⑥ 局内業務支援の依頼検討に関すること
南配水班 (南配水課維持係) (南配水課管路係)	<ul style="list-style-type: none"> ① 被害情報の集約及び初期対応に関すること ② 水運用計画に基づく作業の実施に関すること ③ 応急復旧の実施に関すること ④ 局内業務支援の依頼検討に関すること ⑤ 他都市からの復旧応援の要否検討に関すること ⑥ 他都市復旧応援隊への指示に関すること ⑦ 災害時給水施設の立ち上げ作業に関すること ⑧ 臨時給水栓の立ち上げに関すること ⑨ 応急復旧資機材等の受け渡しに関すること ⑩ 修繕受付センターとの連絡調整及び受付内容を集約、各配水班、市民対応班への情報提供に関すること ⑪ 自班で担当する工事現場の状況把握と安全確保に関すること ⑫ 配水部隊各班並びに応急給水班及び他部隊からの業務支援依頼の集約・調整に関すること ⑬ 配水部隊各班並びに応急給水班における業務支援に関すること ⑭ 給水車注水補給基地の立ち上げに関すること
東配水班 (東配水課維持係) (東配水課管路係)	<ul style="list-style-type: none"> ① 被害情報の集約及び初期対応に関すること ② 水運用計画に基づく作業の実施に関すること ③ 応急復旧の実施に関すること ④ 局内業務支援の依頼検討に関すること ⑤ 他都市からの復旧応援の要否検討に関すること ⑥ 他都市復旧応援隊への指示に関すること ⑦ 災害時給水施設の立ち上げ作業に関すること ⑧ 臨時給水栓の立ち上げに関すること ⑨ 応急復旧資機材等の受け渡しに関すること ⑩ 自班で担当する工事現場の状況把握と安全確保に関すること ⑪ 配水部隊各班並びに応急給水班及び他部隊からの業務支援依頼の集約・調整に

	<p>関すること</p> <p>⑫ 配水部隊各班並びに応急給水班における業務支援に関すること</p> <p>⑬ 給水車注水補給基地の立ち上げに関すること</p>
<p>北配水班 (北配水課維持係) (北配水課管路係)</p>	<p>① 被害情報の集約及び初期対応に関すること</p> <p>② 水運用計画に基づく作業の実施に関すること</p> <p>③ 応急復旧の実施に関すること</p> <p>④ 局内業務支援の依頼検討に関すること</p> <p>⑤ 他都市からの復旧応援の要否検討に関すること</p> <p>⑥ 他都市復旧応援隊への指示に関すること</p> <p>⑦ 災害時給水施設の立ち上げ作業に関すること</p> <p>⑧ 臨時給水栓の立ち上げに関すること</p> <p>⑨ 応急復旧資機材等の受け渡しに関すること</p> <p>⑩ 自班で担当する工事現場の状況把握と安全確保に関すること</p> <p>⑪ 配水部隊各班並びに応急給水班及び他部隊からの業務支援依頼の集約・調整に関すること</p> <p>⑫ 配水部隊各班並びに応急給水班における業務支援に関すること</p>
<p>西配水班 (西配水課維持係) (西配水課管路係)</p>	<p>① 被害情報の集約及び初期対応に関すること</p> <p>② 水運用計画に基づく作業の実施に関すること</p> <p>③ 応急復旧の実施に関すること</p> <p>④ 局内業務支援の依頼検討に関すること</p> <p>⑤ 他都市からの復旧応援の要否検討に関すること</p> <p>⑥ 他都市復旧応援隊への指示に関すること</p> <p>⑦ 災害時給水施設の立ち上げ作業に関すること</p> <p>⑧ 臨時給水栓の立ち上げに関すること</p> <p>⑨ 応急復旧資機材等の受け渡しに関すること</p> <p>⑩ 自班で担当する工事現場の状況把握と安全確保に関すること</p> <p>⑪ 配水部隊各班並びに応急給水班及び他部隊からの業務支援依頼の集約・調整に関すること</p> <p>⑫ 配水部隊各班並びに応急給水班における業務支援に関すること</p>
<p>管路班 (管路整備課事業調整係、基幹管路係)</p>	<p>① 自班で担当する工事現場の状況把握と安全確保に関すること</p> <p>② 配水部隊各班並びに応急給水班における業務支援に関すること</p> <p>③ 他部隊における業務支援に関すること</p>
<p>応急給水部隊 (部隊長 給水装置課長)</p>	
<p>応急給水班 (給水装置課)</p>	<p>① 応急給水体制の確保に関すること</p> <p>② 応急給水計画の立案に関すること</p> <p>③ 他班への応援依頼及び他都市等への応援要請の要否検討に関すること</p> <p>④ 応急給水活動の実施に関すること</p> <p>⑤ 給水応援隊の受け入れと活動に関すること</p> <p>⑥ 臨時給水栓による給水活動の実施に関すること</p>

	⑦ 応急給水作業記録の作成に関すること
後方支援部隊 (部隊長 総務部長)	
総務班 (総務課総務係) (総務課職員係)	<p>【各部庶務担当班共通処理事項に関すること】</p> <p>① 各班の職員参集状況等の集約に関すること</p> <p>② 市災害対策本部等との連絡調整に関すること</p> <p>③ 市民への広報活動に関すること</p> <p>④ 広報担当官の補佐に関すること</p> <p>⑤ 職員等の救護と健康管理に関すること</p> <p>⑥ 災害対応活動の記録に関すること</p> <p>⑦ 国及び県への報告に関すること</p>
市民対応班 (営業課)	<p>① コールセンター、料金センターとの連絡調整に関すること</p> <p>② 市民からの電話への対応に関すること</p> <p>③ 入電情報の集約及び他班への提供並びに市民提供情報に対する処理依頼及び広報依頼に関すること</p> <p>④ 情報連絡員の派遣に関すること</p>
後方支援班 (財務課財務係) (経営企画課情報化推進係)	<p>① 部隊内の統括と被害情報等の収集・集約に関すること</p> <p>② 部隊内各班への災害対応方針等の伝達に関すること</p> <p>③ 職員・応援隊の食料の調達・配付、食堂受託業者への協力要請に関すること</p> <p>④ 寝具の調達・配付に関すること</p> <p>⑤ 職員の宿泊場所の確保に関すること</p> <p>⑥ 応援隊受入施設の確保に関すること</p> <p>⑦ 燃料・薬品の調達に関すること</p> <p>⑧ 復旧用資機材の調達に関すること</p> <p>⑨ 仮設トイレの調達に関すること</p> <p>⑩ その他日用品等の調達に関すること</p> <p>⑪ 局情報ネットワークの保全と市行政情報ネットワークの保全に関すること</p> <p>⑫ 局グループウェアによる災害対応情報等の提供に関すること</p> <p>⑬ 応援受入班の業務支援に関すること</p> <p>⑭ 情報連絡員の派遣に関すること</p>
庁舎班 (財務課管財係) (財務課契約係)	<p>① 水道局本庁舎の被害状況調査と安全保全に関すること</p> <p>② 水道局本庁舎の電気・通信・給排水・衛生設備の運転と維持管理に関すること</p> <p>③ 水道局危機対策本部の設営に関すること</p> <p>④ 緊急通行車両の申請手続きに関すること</p> <p>⑤ 駐車場・資材置き場の確保に関すること</p> <p>⑥ 災害ごみの集積所設置と処理に関すること</p> <p>⑦ 応援隊への什器・設備の提供に関すること</p> <p>⑧ 他班への業務支援に関すること</p> <p>⑨ 情報連絡員の派遣に関すること</p> <p>⑩ 水道局本庁舎における来庁者の安全確保と誘導等に関すること</p>
応援受入班 (経営企画課資産管理戦)	<p>① 応援要請先(派遣元)に対する応援要請、派遣元との連絡調整等に関すること</p> <p>② 応援隊等の受入れ・各班への引継ぎに関すること</p> <p>③ 宿泊施設の確保依頼・応援隊等への割当に関すること</p>

略室) (経営企画課経営企画係)	④ 応援隊等に係る情報の集約・伝達に関する事 ⑤ 応援隊等からの苦情・要望への対応の総括に関する事 ⑥ 燃料・薬品の供給依頼に関する事 ⑦ 分水市町との連絡調整に関する事 ⑧ 宮城県企業局との連絡調整に関する事 ⑨ 情報連絡員の派遣に関する事
日本水道協会東北 地方支部 (総務課研修係)	① 東北地方支部内の被害状況把握に関する事 ② 日本水道協会との連絡調整に関する事 ③ 東北地方支部内及び日本水道協会本部への応援要請に関する事 ④ 日本水道協会を通じた他の地方支部からの応援要請への対応に関する事

交 通 部

担当局 (交通局) 部 長 (交通事業管理者) 副 部 長 (交通局次長)	
総務財政部 (責任者 総務部長) 交通局総合危機対策本部の総括運営に関する事	
情報連絡班 (総務課)	【各部庶務担当班共通処理事項に関する事】 ① 配備要員の招集に関する事 ② 関係機関との連絡調整に関する事
庶務広報班 (経営企画課)	① 危機状況等の記録、報告書に関する事 ② 報道機関に対する連絡業務に関する事
福利厚生班 (総務課)	① 危機時の職員の給食、健康管理及び諸災害給付事務等に関する事 ② 負傷者の救護等に関する事
財政班 (財務課)	① 危機時の資金計画に関する事
営繕対策班 (財務課)	① 施設の被害調査及び復旧対策に関する事 ② 復旧資材の調達等に関する事 ③ 部内の燃料在庫及び需要の把握に関する事 (調達手段の検討含む)
自動車現場危機対策本部 (責任者 自動車部長) バスの輸送対策、バス車両の確保及び修理に関する事	
情報連絡班 (運輸サービス課)	① 配備要員の招集に関する事 ② 関係機関との連絡調整に関する事
路線広報班 (運輸サービス課)	① 営業路線乗客及び市民に対する広報業務等に関する事
輸送対策班 (輸送企画課)	① 危機時の乗客輸送対策及び緊急輸送対策等に関する事
施設対策班 (輸送企画課)	① 路線諸施設の保守及び修理等に関する事
車両対策班 (整備課)	① バス車両の緊急修理対策等に関する事
営業所班	情報連絡 ① 所管営業所の配備要員の招集に関する事

(各営業所)	<p>② 被害状況等の報告その他連絡に関すること</p> <p>輸送対策 ① 管内営業所における緊急輸送及び運行対策に関すること ② 乗客の保護に関すること ③ 緊急輸送に関する車両等の提供に関すること</p> <p>車両修理 ① 所管被害車両の応急修理対策に関すること (特に営業路線における被害車両対策)</p>
<p>高速鉄道現場危機対策本部 (責任者 次長 (地下鉄担当))</p> <p>鉄道管理部現場危機対策部 (責任者 鉄道管理部長) 高速鉄道の輸送対策に関すること</p>	
<p>情報連絡班 (営業課) (安全推進課)</p>	<p>① 配備要員の招集に関すること</p> <p>② 関係機関との連絡調整に関すること</p>
<p>営業対策班 (駅務サービス課)</p>	<p>① 乗客の保護に関すること</p> <p>② 営業路線乗客及び市民に対する広報業務等に関すること</p> <p>③ 営業再開に関すること</p>
<p>輸送対策班 (運転課) (総合指令所)</p>	<p>① 危機状況等の情報収集及び連絡に関すること</p> <p>② 乗客の保護に関すること</p> <p>③ 危機時の輸送対策に関すること</p>
<p>高速鉄道現場危機対策本部 (責任者 次長 (地下鉄担当))</p> <p>鉄道技術部現場危機対策部 (責任者 鉄道技術部長) 高速鉄道施設の確保及び復旧に関すること</p>	
<p>情報連絡班 (施設課) (総合指令所)</p>	<p>① 配備要員の招集に関すること</p> <p>② 関係機関との連絡調整に関すること</p> <p>③ 電力確保のうち電力運用に関すること</p>
<p>車両対策班 (車両課) (富沢管理事務所) (荒井管理事務所)</p>	<p>① 電車車両の需給対策に関すること</p>
<p>軌道対策班 (富沢管理事務所) (荒井管理事務所)</p>	<p>① 軌道の確保に関すること</p>
<p>電気対策班 (電気課)</p>	<p>① 総合管理システム等の修理復旧に関すること</p> <p>② 電力設備、施設の復旧対策及び電力の確保に関すること</p>
<p>営繕対策班 (施設課) (富沢管理事務所) (荒井管理事務所)</p>	<p>① 施設の復旧対策及び被害調査に関すること</p>

ガ ス 部

<p>担当局(ガス局)</p> <p>部長(ガス事業管理者)</p> <p>副部長(ガス局次長)</p>	<p>統括者(各部長)</p> <p>班 長(各課長(所長及び工場長を含む。ただし、複数の課を有する班は、○印の課長とする。))</p>
--	--

<p>総務班 (総務課)</p>	<p>【各部庶務担当班共通処理事項に関すること】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 仙台市ガス局危機対策本部の事務に関すること ② 危機情報の収集及び伝達に関すること ③ ガス事業者等への応援要求に関すること ④ 職員の招集及び配備状況の取りまとめに関すること ⑤ 医療機関との連絡調整に関すること ⑥ 他班との連絡調整に関すること ⑦ 他班の所管に属さないこと
<p>報道・情報管理班 ○(経営企画課) (民営化推進室)</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 需要家に対する広報に関すること ② 報道機関との連絡調整に関すること ③ 電子計算組織の保全及び復旧に関すること ④ 原料調達に関すること
<p>財務班 (財務課)</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 危機に係る資金の調達に関すること ② 宿泊施設の確保及び給食に関すること ③ 資機材及び物品の調達に関すること
<p>顧客班 (営業企画課)</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 需要家支援対策の推進に関すること ② 器具及び給排気設備の修理に関すること ③ 需要家に対する現地広報に関すること ④ 他班との連絡調整に関すること
<p>受付班 ○(お客さまセンター) (料金課)</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① ガス漏えい通報・要望・苦情等の受付及び対応に関すること
<p>閉栓閉班 ○(お客さま設備課) (リビング営業課) (都市エネルギー営業課) (技術センター)</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 閉栓及び開栓の計画立案及び進捗管理に関すること ② 閉栓及び開栓に関すること ③ 産業用・重要施設の復旧対応に関すること ④ 特定製造所の保全及び復旧並びに巡回点検の統括に関すること ⑤ 他班との連絡調整に関すること
<p>内管修繕班 ○(工事サービス課) (都市エネルギー営業課)</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 内管の復旧計画の立案及び進捗管理に関すること ② 内管の修繕に関すること ③ 臨時供給に関すること ④ 天然ガススタンドに関すること
<p>導管復旧班 ○(導管管理課) (供給企画課)</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 本管の復旧計画の立案及び進捗管理に関すること ② 中圧導管の復旧に関すること ③ 供給所の保全及び復旧に関すること ④ TC・TM及びガバナーの保全及び復旧に関すること ⑤ 小売事業者との連絡調整に関すること ⑥ 他班との連絡調整に関すること
<p>本支管修繕班 (建設課)</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 本支管の復旧に関すること
<p>緊急保安班 (保安センター)</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① ガス漏えい等の対応に関すること ② 特定製造所の巡回点検に関すること

港工場復旧班 (港工場)	① 工場内設備の保全及び復旧に関すること
-----------------	----------------------

市立病院部

担当局 (市立病院) 部長 (病院事業管理者) 副部長 (院長、医療管理監、理事、次長、副院長、経営管理部長、医療安全管理担当部長、総合サポートセンター長、診療部長、医療技術部長、看護部長、救命救急センター長)	
本部運営班 (総務課、経営医事課財務収納係)	① 市立病院危機対策本部の設置運営に関すること ② 院外への危機の状況等の発信に関すること ③ 広報に関すること ④ 応援職員の管理に関すること ⑤ その他危機対策に関すること
物資施設班 (財産管理課)	① 医療機器の被害の復旧に関すること ② 医薬品及び診療材料等の確保に関すること ③ 施設設備の被害の復旧に関すること
情報システム班 (情報システム課)	① 院内情報システムの維持管理に関すること
医事会計班 (経営医事課企画医事係)	① 医事業務に関すること
入退院調整・患者対応班 (総合サポートセンター)	① 患者の安否問い合わせに関すること ② 患者の入退院、転院の調整に関すること ③ 患者及び職員の心理的サポートに関すること
安全管理・院内感染対策班 (医療安全管理課)	① 院内の衛生環境の整備に関すること
救急診療班 (診療部 (救急科))	① 救命救急センターにおける患者の診療に関すること ② DMA T等の受け入れに関すること
外来診療班 (診療部)	① 一般外来における患者の診療に関すること
病棟診療班 (診療部)	① 入院患者の診療に関すること
手術班 (診療部)	① 緊急手術の実施に関すること
救急看護班 (看護部 (救急外来))	① 救命救急センターにおける患者の看護に関すること
外来看護班 (看護部 (外来))	① 一般外来における患者の看護に関すること ② 手術の補助に関すること
病棟看護班 (看護部 (病棟))	① 入院患者の看護に関すること

薬劑班 (薬劑科)	① 医薬品の管理に関すること ② 調劑及び製劑に関すること
放射線技術班 (放射線技術科)	① 放射線検査及び放射線診療に関すること ② 放射性同位元素の管理に関すること
臨床検査班 (臨床検査科)	① 臨床検査に関すること
栄養管理班 (栄養管理科)	① 栄養指導及び患者食の管理に関すること
臨床工学班 (臨床工学科)	① 医療機器の保守管理に関すること ② 医療機器の被害の復旧に関すること
トリアージ診療部門 (診療部、看護部、経営管理部、総合サポートセンター、リハビリテーション科)	① 被災患者の診療及び看護に関すること ② 被災患者のトリアージに関すること ③ 被災患者の診療受付に関すること ※ 被災患者が多数発生した等、危機の状況、規模に応じて院内対策本部が設置を決定する。
医療救護班 (診療部、看護部、医療技術部、総合サポートセンター)	① 院外での医療救護活動に関すること ※ 地域の危機の状況、規模に応じて院内対策本部が設置を決定する。
その他院内各部門	① 通常の事務分掌に基づく業務に関すること ② 院内他部門の応援に関すること

別表 5 (第13条関係)

区本部事務分掌表

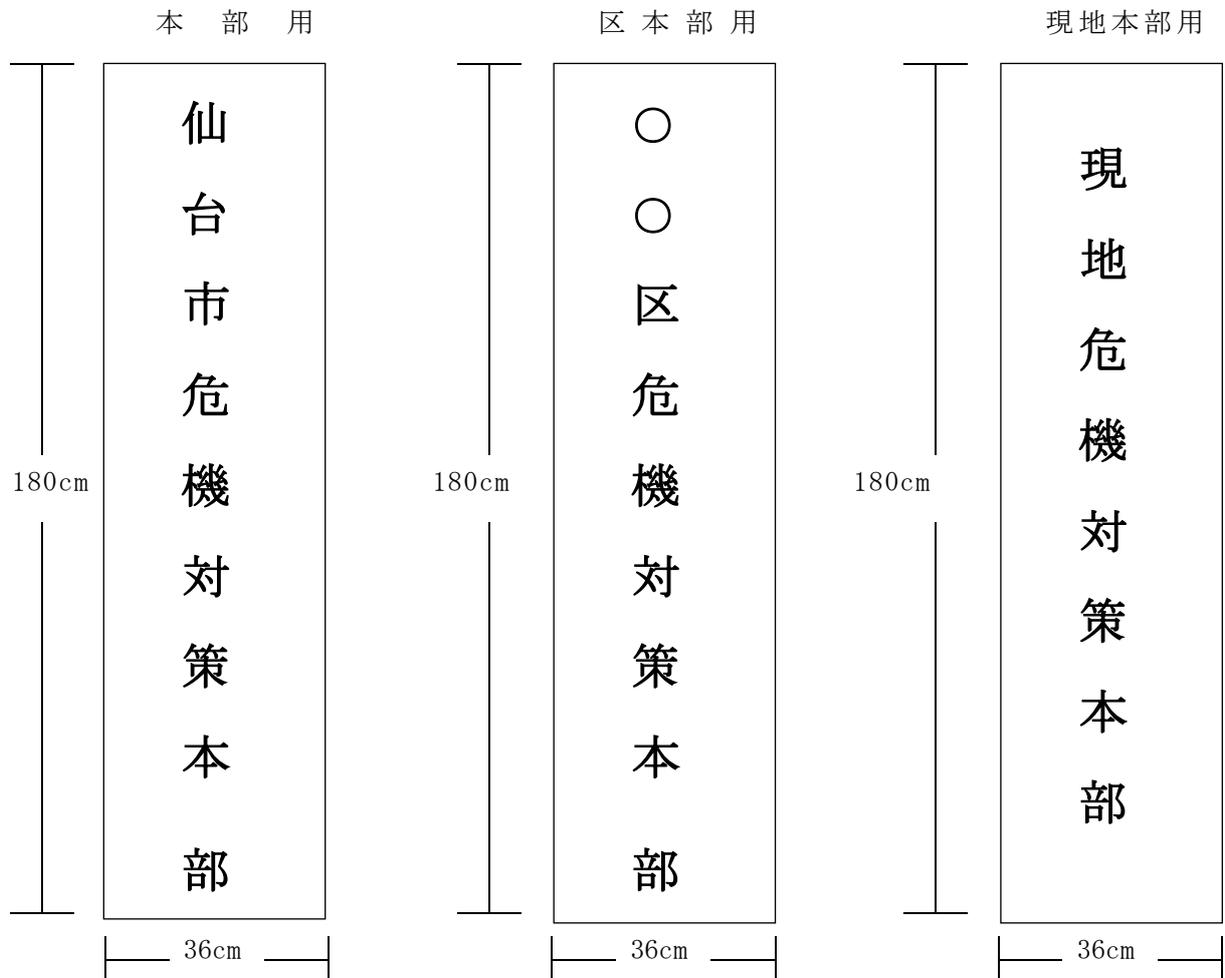
区 本 部 事 務 分 掌 表

<p>区危機対策本部（各区） 本 部 長（区長） 副 本 部 長（副区長、総合支所長） 本 部 員（区民部長、まちづくり推進部長、保健福祉センター所長、建設部長、 総合支所次長）</p>	
<p>すべての班の 共通処理事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 職員の招集に関すること ② 職員の参集状況の報告に関すること ③ 職員の罹災状況の把握に関すること ④ 関係機関との連絡調整及びその報告に関すること ⑤ 各種保存文書、電子計算機のシステム及びデータの保全に関すること ⑥ 避難所運営に関すること（指定された班に限る） ⑦ 各区危機対策本部、他部及び他班の応援に関すること
<p>総務班 総務班 （区民生活課） （地域力推進担当） （まちづくり推進課） （区中央市民センター） （総務課） （戸籍住民課） （税務会計課） （海浜エリア活性化担当： ただし、宮城野区に限る） （海浜エリア活性化企画室： ただし、若林区に限る） （泉中央地区活性化推進室： ただし、泉区に限る）</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 区本部事務局に関すること ② 避難情報の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必要な情報の収集に関する こと ③ 避難情報の発令・解除及び警戒区域の設定・解除の居住者等への伝達に関する こと ④ 区職員の動員に関すること ⑤ 区本部内の支援ニーズの把握に関すること ⑥ 危機対策に係る予算の執行に関すること ⑦ 各班、総合支所等との連絡調整に関すること ⑧ 区域における被害状況の集約に関すること ⑨ 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること ⑩ 危機情報の収集、広報及び広聴に関すること ⑪ 津波等に関する情報の伝達、避難広報に関すること ⑫ 市政相談窓口の設置に関すること ⑬ 罹災証明の受付に関すること ⑭ 区本部備蓄物資・救援物資の輸送に関すること ⑮ 公用車の運行調整に関すること ⑯ 区本部内の燃料在庫及び需要の把握に関すること（調達手段の検討含む） ⑰ 他班に属しないこと
<p>保健福祉班 （管理課） （家庭健康課） （保育給付課） （障害高齢課） （介護保険課） （保護課：ただし、 青葉区、太白区に おいては、保護第 一課、保護第二 課） （保険年金課） （衛生課）</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 避難所の開設・運営・閉鎖の全般調整に関すること（区本部内における避難所 担当職員の調整を含む） ② 避難者の誘導、収容及び救護に関すること ③ 危機時要援護者の支援に関すること ④ 小規模見舞金等の支給に関すること ⑤ 区ボランティアセンターとの連絡調整に関すること ⑥ 医療ボランティア活動の支援に関すること ⑦ 福祉施設入所費用の減免に関すること ⑧ 国民健康保険料及び一部負担金の減免に関すること ⑨ 後期高齢者医療保険料及び一部負担金の減免に関すること ⑩ 介護保険料及び利用者負担金の減免に関すること ⑪ 避難所救護所の開設、医療救護班の活動支援及び負傷者の救護に関すること ⑫ 被災者に対する保健相談及び指導に関すること ⑬ 被災地域及び避難所における食品衛生に関すること ⑭ 被災地域及び避難所における防疫に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> ⑮ その他被災地域及び避難所における衛生対策に関すること ⑯ 遺体安置所の開設及び運営に関すること ⑰ 地域包括支援センターとの連絡調整に関すること ⑱ 義援金、被災者生活再建支援制度、弔慰金、障害見舞金及び 援護資金の受付に関すること
建設班 （公園課） （道路課） （街並み形成課）	<ul style="list-style-type: none"> ① 道路、公園、緑地等の被害防止、被害調査及び応急復旧に関すること ② 危機対策上重要な道路の緊急啓開及び交通規制に関すること ③ 被災建物にかかる応急危険度判定及び危険建物に対する指導に関すること ④ 私道等の復旧補助に関すること
総合支所班 （各総合支所）	※ 区本部各班の事務分掌に準じ、各区防災実施計画に定める

別図1 (第22条関係)

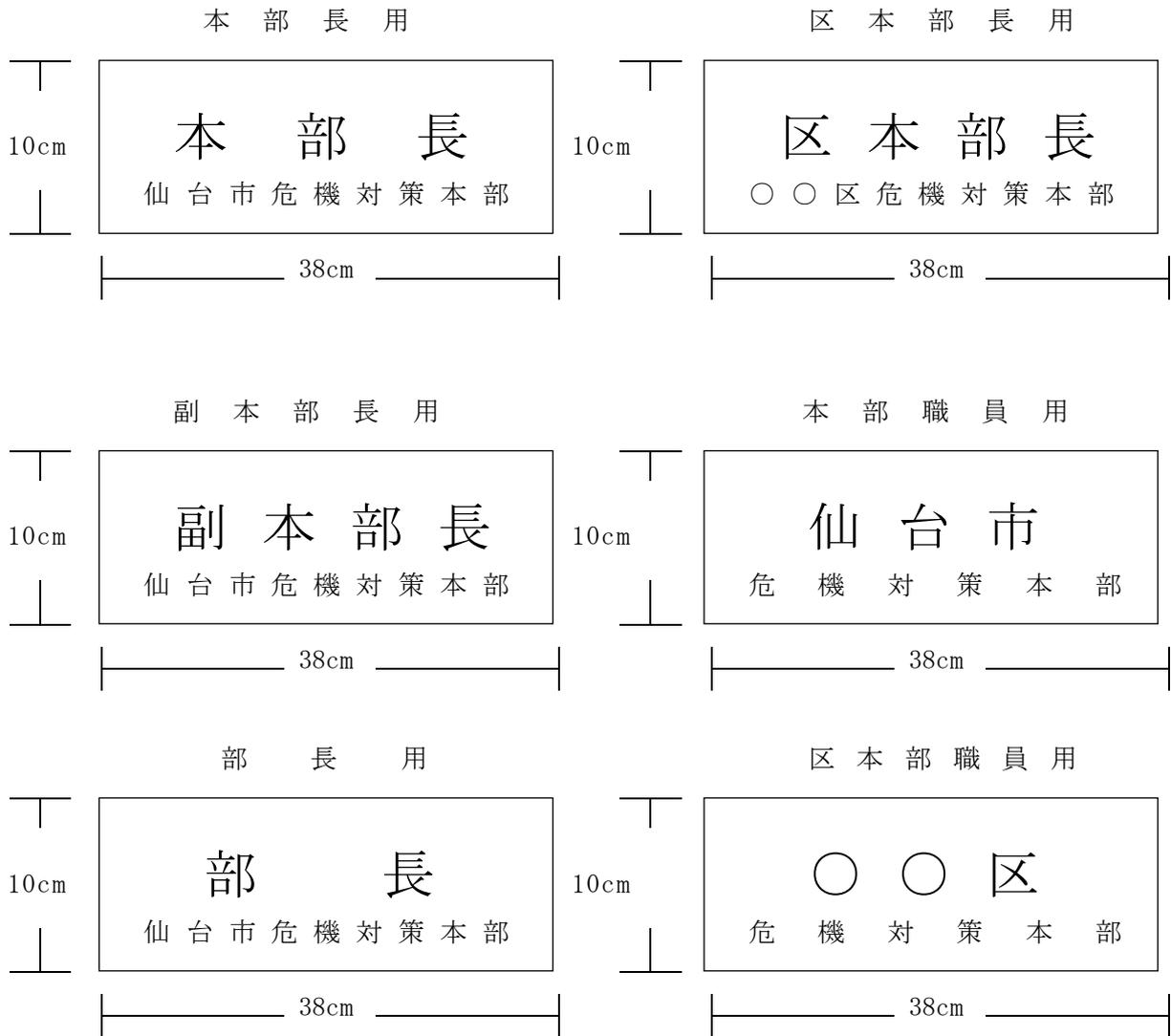
表 札



規格：板は木製とし、文字は黒色とする。

別図2 (第22条関係)

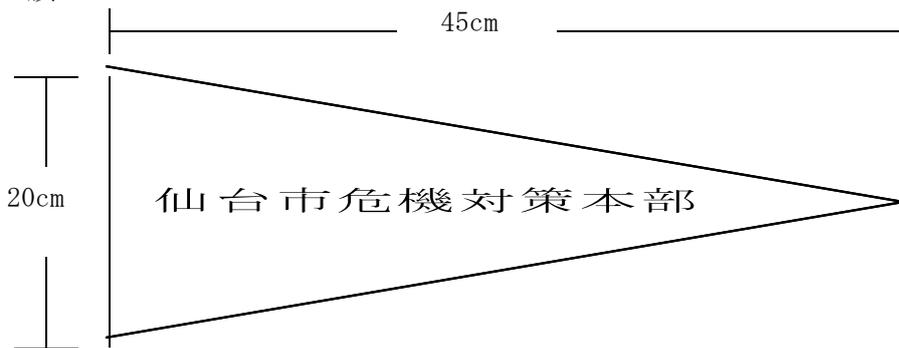
腕章



規格：台地は赤色とし、文字は黒色とする。

別図3 (第22条関係)

標旗



規格：台地は赤色とし、文字は黒色とする。